

岩手県医療局告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務（宿日直業務の範囲内のものを除く。）を令和5年4月1日次のとおり委託した。

令和5年9月22日

岩手県医療局長 小原重幸

県立病院等の名称	受託者	
	住所	名称
岩手県立中央病院	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	株式会社ニチイ学館
岩手県立大船渡病院	〃	〃
岩手県立釜石病院	〃	〃
岩手県立宮古病院	〃	〃
岩手県立胆沢病院	〃	〃
岩手県立磐井病院	〃	〃
岩手県立遠野病院	〃	〃
岩手県立高田病院	〃	〃
岩手県立江刺病院	〃	〃
岩手県立千厩病院	〃	〃
岩手県立中部病院	〃	〃
岩手県立二戸病院	〃	〃
岩手県立一戸病院	〃	〃
岩手県立大槌病院	〃	〃
岩手県立山田病院	〃	〃
岩手県立中央病院附属沼宮内地域診療センター	〃	〃
岩手県立軽米病院	〃	〃
岩手県立大東病院	〃	〃
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター	〃	〃
岩手県立東和病院	〃	〃
岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター	〃	〃
岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター	〃	〃
岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター	〃	〃
岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター	〃	〃
岩手県立南光病院	〃	〃